

仁淀川下流衛生事務組合衛生センター

所在地 〒781-1101
土佐市高岡町甲1460-1番地

電話番号 (代表) 852-0783
Fax番号 852-0797
E. メール componiyodo-somu@tea.ocn.ne.jp

構成団体

土佐市 ・ いの町 ・ 日高村
以上3市町村
施設運営対象日
① (土・日・祝日)
② 年末年始(12月29日～1月3日)
③ 業者夏休み(盆休対象日)
上記①②③ 以外

処理能力 1日／120 KL



仁淀川下流衛生事務組合許可業者名簿(平成29年度以降)

業 者 名	〒	住 所	電 話 番 号
有限会社高北衛生	781-1105	土佐市蓮池2447番地4	088-852-0198
有限会社高岡サービス	781-1101	土佐市高岡町甲2133番地1	088-852-4614
株式会社宇佐公益社	781-2151	日高村下分1084番地23	088-924-4555
有限会社春野衛生	781-0304	春野町西分2693番地1	088-894-3920
西分衛生有限会社	781-0304	春野町西分増井140番地	088-894-2543
有限会社高坂設備清掃土佐店	781-1153	土佐市塚地550番地	088-852-3066
有限会社高岡設備清掃工業	781-1105	土佐市蓮池859番地	088-852-3827
有限会社いのえいせい	781-2126	いの町大内3112番地	088-893-3700
おち衛生	781-2120	いの町枝川5490番地1	088-892-1560
日高衛生	781-2151	日高村下分3071番地4	088-924-5655

以下・平成29年度以降本川・吾北地区に限る許可業者名簿

有限会社嶺北衛生	781-3521	土佐郡土佐町田井1579番地3	088-782-0277
有限会社本山衛生	781-3611	長岡郡本山町上関甲534番地	088-776-3522
有限会社嶺北浄管	781-3617	長岡郡本山町田寺家87-3	088-782-1005
吾北衛生(吾北地区に限る)	781-2401	いの町上八川甲3052番地3	088-867-3698

料金のご案内

平成29年4月現在収集料金

- ・ 汲み取り180リットルにつき1,550円(消費税別)
(180リットルに満たないときは180リットルとみなす)
※収集:清掃汲み取り時には、業者から収集書(納品書)を受け取り、料金支払い時には、領収書を必ず受け取ってください。
- ・ 超過料金については、180リットルを超えて18リットル毎に155円を加算となっています。
- ・ この料金は、浄化槽の清掃時に引き抜かれる汚泥の収集料金にも適用されます。
- ・ 仮設トイレ汲み取り料金は、1回につき5,000円(消費税別)となっています。
(ただし、仮設トイレについては、本川・吾北 地区はこの限りではありません。)
- ・ 浄化槽の清掃業務の料金については、清掃技術料金と汚泥収集料金の合計額であり、汚泥収集料金は当組合の定める料金ですが、清掃技術料金は各業者ごとに異なります。

平成21年度以降環境保全のため現在、組合許可車両全てに脱臭装置を取り付けています。
車両からの排気を一旦、活性炭及び水の入った特殊タンクを通し、作業時における不快な臭気が拡散しないよう、収集地域の環境保全に努めています。



浄化槽の適正な維持管理について

◆ 浄化槽は、浄化槽法で次の業務を行うことが義務付けられています。

- ※ 使用開始後3月から8月の間に法定検査の実施
 - 上記は浄化槽法第7条の規定によるものです。実施機関は財団法人高知県環境検査センター(088-860-2400)です。
- ※ 以後は、浄化槽法第11条の規定により、毎年1回の法定検査が必要です。
(高知県浄化槽検査センター業務)
- ※ 定期的な、保守点検業務を実施しなければなりません。(県知事登録業者による、浄化槽法第8条の技術上の基準に従った定期的な点検業務です。)
- ※ 清掃業務の実施は、市町村の許可を受けた業者により、実施することとなっています。
(汚泥抜き取りなど年間1回行う清掃)
業者については、右を参照して下さい。
- ※ 便槽及び浄化槽内に油の混入をさせないように願います。
(衛生センターでの処理に悪影響が出ます。)

地区限定業者

土佐市・日高村・いの町(本川、吾北地区を除く)

- 有限会社 高北衛生
- 有限会社 高岡サービス
- 株式会社 宇佐公益社
- 有限会社 春野衛生
- 有限会社 高岡設備清掃工業
- 有限会社 高坂設備清掃
- 有限会社 いのえいせい
- 西分衛生有限会社
- 日高衛生
- おち衛生

以下・本川、吾北地区に限る清掃許可業者

- 有限会社 嶺北衛生
- 有限会社 本山衛生
- 有限会社 嶺北浄管

コンポスト肥料(汚泥再生業務)について

コンポストを製造し、配布しています

仁淀川下流衛生事務組合では、し尿処理工程から発生する余剰汚泥を発酵させ、堆肥化した有機質の肥料「コンポストによどがわ」を、配布しています。

15Kg入り袋体で、100円の手数料が必要です。

申込みは構成市町村各役場の担当課及び衛生センターまでお願いします。

※ 基本的に一人10袋制限となっておりますが、季節により変更もありますので事前にご相談下さい。

※ 配付順は申し込み済みの構成市町村住民優先ですが、他市町村住民でも配布可能とします。

肥料成分分析結果（平成28年12月実施）

「窒素全量5.73%・リン酸全量8.16%・カリ全量0.34%・水分20.2%・C/N比4.0」



コンポスト「にょどがわ」配布申込書

有機質の肥料コンポスト「にょどがわ」を希望される方は、この申込書に必要事項を記入して下さい。

申し込み日	平成 年 月 日
住所	郵便番号 住所 (部落名)
氏名	
電話番号	
配布数量	15kg入り()袋
配布事務手数料額	希望段数()袋×100円/袋= 円
コンポストを主に農作物に使用される予定ですか	☐ 水 稲 ☐ 野 菜 ☐ 果 樹 ☐ その他 ☐ () ☐ () ☐ ()

【ご注意】

1. 住所は、配布通知書が確實にお手元に届くよう、郵便まではっきりと正確に記入して下さい。
2. にょどがわ配付衛生事務組合から配布通知書（ハガキ）がお手元に届いたときは、そのハガキと配布事務手数料を持参して、組合衛生センターに引き取りに行ってください。

※以下の欄には記入しないで下さい。

領収書番号	平 第 号
領収年月日	平成 年 月 日
収入命令起票	平成 年 月 日
備考	

コンポストの受け渡しには1袋につき百円の配布事務手数料が必要となりました

公害監視委員会を設置

- 衛生センター周辺地域の住民で組織する、公害監視委員会を昭和55年から設置しています。

- 衛生センターでの日々の業務において、安心して安全な処理水を放流するために、年間数回の委員会を開催し、処理水の放流数値などの監視を行っています。

- 衛生センターに関わる、各種工事においては、事前に公害監視委員会に届けることとなっています。

仁淀川下流衛生事務組合の今後の課題

- 大地震等災害が発生した場合でも、構成市町村管内住民のために、衛生センターで早期に生活排水の適正処理が可能となるように、近隣市町村とも連携をする必要があります。
- 構成市町村減の中、施設も老朽化を迎える状況であり、施設の延命も含め施設周辺地域住民と協同での安全な施設作りが求められています。

一般廃棄物処理基本計画

一般廃棄物処理に係る理念

- 当衛生センターは、高知県中央西部に位置し、いの町北部に連なる四国山系の豊かな自然に育まれた清らかな水を有する仁淀川によって、農林漁業や伝統的な商業が培われてきました。

しかし、私たちが一步間違えば、清流「仁淀川」と関連する河川はその機能と役割を失い、これまで守ってきた豊かな自然環境の歴史に大きな汚点を残すことになります。

あらゆる生命の源である水と、地域の美しい自然環境を守るためには、生活排水の浄化がとても重要な課題であり、構成市町村と協力し、施設の正常、適正な運転にむけて日々努力し、清流仁淀川の清水が育む、自然環境保全について構成市町村住民を含め、関係団体と共に進めていくことを理念としています。

一般廃棄物処理の基本方針

- 一般廃棄物処理に係る理念を早期に実現させるための方針を、以下のとおりとしています。

1) 公共下水道整備計画との整合

- 構成市町村圏内で下水道事業が実施されている「いの町」について、同町の公共下水道事業計画の進捗に伴い、衛生センター処理区域との整合を図るなど、双方の計画が常に整合を保ち、生活排水処理が円滑かつ適正に行われるよう取り組みを進めていきます。

2) 農業集落排水処理事業計画との整合

- 衛生センター構成市町村圏内では、農業集落排水処理事業が土佐市、いの町「伊野地区」で実施されていますが、それぞれの市町における事業計画との整合を図り、当該事業終末処理の浄化槽設備から排出される汚泥の適正な処理と、その再生利用化に向けて努力します。

3) 排出への指導・啓発

- 一般廃棄物処理の適正化を図るため、適正処理困難物の排出や廃食用油等のトイレ混入を止めていただくため、家庭内での適正処理について構成市町村や関連機関との連携により住民及び事業所への呼びかけ行動を行います。
- 特に、増加する浄化槽設備については、低迷する法定検査の受検率向上をめざし、平成19年度に本組合及び許可業者で組織する仁淀川下流環境保全協同組合と共同して設立した「仁淀川下流地区浄化槽関係協議会」に加入する関連団体との連携によって、当初目的の達成に向けて取り組んでいきます。

仁淀川下流衛生事務組合の取り組み

- 波介川本支流への稚鰻放流事業

組合では、仁淀川漁業協同組合との協同で放流事業を行うと共に、構成市町村開催のイベントに同組合と共に参画をします。



仁淀川下流衛生事務組合の取り組み

- 仁淀川下流衛生事務組合では、環境浄化微生物「マイエンザ」を発酵培養し、管内住民に対し環境浄化意識を高めていただく活動を行っています。
- マイエンザは、愛媛県の元県職員、曾我部義明さんが研究開発し、当初はえひめAIと言われていましたが、現在は**マイエンザ**です。
- また、このマイエンザは、農業にも活用できる非常に有益なものです。
- 環境浄化微生物「**マイエンザ**」は、非常に脱臭効果があり、許可業者は一般家庭での汲み取りトイレにも使用していただき、トイレからニオイを余り感じない生活をしていただこうと取り組んでいます。
- 作る材料は、ヨーグルト・発酵菌・砂糖・納豆菌・が原料であり安全です。



仁淀川下流衛生事務組合の取り組み（環境浄化液：マイエンザ）



- 培養の様子: ヨーグルト・納豆・砂糖・発酵菌の混合をしています。
- それぞれ、水及び温水を加えたものを、加温器(サーモスタット)で36～40度前後を7日間維持し、(嫌気性): 外気に触れない様、静置します。
(密封厳禁)

環境浄化液「マイエンザ」講演会開催状況



- 日高村の川を美しくする会
- 組合での培養機器(アクリル材)